

平成27年1月から、70歳未満の方の医療費の自己負担限度額が変わります

昨年11月に健康保険法の政令の改正が行われ、負担能力に応じた負担を求める観点から高額療養費の見直しに係る措置として、高額療養費の所得区分と自己負担限度額などの改正が行われました。自己負担限度額は平成25年中の世帯の所得に応じて適用区分が決められています。が、今回の改正で適用区分が細分化され、70歳未満の適用区分が下表のとおり3つの旧区分（A、B、C）から、5つの新区分（ア、イ、ウ、エ、オ）に変更されました。※過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は多数該当となり、4回目以降はカット内の自己負担限度額が適用されます。なお、70歳から74歳の方の自己負担限度額は変更ありません。すでに「限度額認定証」の交付を受けられている方は、有効期限が

平成26年12月末日までとなっていますので、引き続き交付を希望される方は改めて交付手続きをお取りください。手続きは役場各窓口で行えます。お越しの際は、世帯主または世帯主から委任を受けた方で認印と来られる方の運転免許証など身元確認のできるものをご持参ください。

平成26年12月末日までとなっていますので、引き続き交付を希望される方は改めて交付手続きをお取りください。手続きは役場各窓口で行えます。お越しの際は、世帯主または世帯主から委任を受けた方で認印と来られる方の運転免許証など身元確認のできるものをご持参ください。

問い合わせ／吉備庁舎住民課

有田川町吉備都市計画公園（2・2・1号庄児童公園）の変更に関する都市計画案の縦覧等について

吉備都市計画公園（2・2・1号庄児童公園）の変更を行いますので、都市計画案について縦覧します。案について意見のある方は、縦覧期間中、意見書を提出することができます。

●都市計画の名称／吉備都市計画公園（2・2・1号庄児童公園）の変更（有田川町決定）

●縦覧・意見書提出期間／平成27年1月30日（金）～2月13日（金）

●縦覧場所・提出先・問い合わせ／吉備庁舎建設課

今回の改正で適用区分が細分化され、70歳未満の適用区分が下表のとおり3つの旧区分（A、B、C）から、5つの新区分（ア、イ、ウ、エ、オ）に変更されました。※過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は多数該当となり、4回目以降はカット内の自己負担限度額が適用されます。なお、70歳から74歳の方の自己負担限度額は変更ありません。すでに「限度額認定証」の交付を受けられている方は、有効期限が

旧区分 (平成26年12月まで)	新区分 (平成27年1月から)	所得要件	自己負担限度額
上位所得者世帯 (A)	ア	町民税課税世帯で、基礎控除後の所得が901万円を超える世帯の方	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 0.01 ※ (4回目から 140,100円)
	イ	町民税課税世帯で、基礎控除後の所得が600万円超～901万円以下の世帯の方	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 0.01 ※ (4回目から 93,000円)
一般世帯 (B)	ウ	町民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円超～600万円以下の世帯の方	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 0.01 ※ (4回目から 44,400円)
	エ	町民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円以下の世帯の方	57,600円 ※ (4回目から 44,400円)
町民税非課税世帯 (C)	オ	町民税非課税世帯の方	35,400円 ※ (4回目から 24,600円)